

1. 新たな米流通制度の概要

制度の変更点（新旧比較）

- 規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況にあることから、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という）の改正を行い、これまでの計画流通制度及びその関連制度を廃止し、必要最小限の規制の下で、新たな安定供給体制を構築しました。
- 消費者に対して、年間を通じて米の安定供給を確保するため、民間事業者の安定供給に向けた自主的な取組に対して支援を行う法人を、「米穀安定供給確保支援機構」として新たに指定しました。
- これまで国が策定してきた米に関する基本計画を廃止し、需要に応じた米づくりを行えるよう新たな需給情報として、国は、米に関する「基本指針」（いわゆる「お米白書」）を年に3回策定・公表します。
- より公正・中立な米の取引の場を整備するため、「自主流通米価格形成センター」を「米穀価格形成センター」に改め、取引方法の拡充、売買取引参加資格者の拡大等規定の整備を行いました。
- 米の義務検査を廃止しますが、受検機会の拡大や検査証明の信頼性向上に努めます。また、消費者にわかりやすい表示が行われるよう精米表示に関するガイドラインを業界とともに作成しました。さらに、トレーサビリティシステムを導入します。
- 国による備蓄運営制度は維持しますが、政府米の買入れ、売渡しの方法について見直します。また、不測時（需給ひっ迫時を含む不測時）に備えて、米全体を対象として危機管理が行えるよう業者登録制度を見直し、より多くの流通業者を把握するための業者届出制を導入しました。

改正前	改正後
計画流通制度 関連制度 自主流通法人の指定 自主流通計画の策定及び認可 国による基本計画の策定 等	計画流通制度及びその関連制度の廃止 米穀安定供給確保支援機構の指定 同機構による安定供給のための支援 国による基本指針（お米白書）の策定 等
自主流通米価格形成センター ・入札による取引 ・売買取引参加資格者は食糧法に規定する登録業者 等	米穀価格形成センター ・入札取引以外の取引も可能 ・売買取引参加資格者の拡大 等
表示・検査制度 農産物検査の受検義務	表示・検査制度の再編成 米穀の農産物検査は任意受検 精米表示に関する業界ガイドラインの作成
原則として計画流通米を対象とした不測時措置 ・備蓄制度（随時契約による硬直的な価格での政府米の買入れ・売渡し） ・業者登録制度	米全体を対象とした不測時措置 ・備蓄制度（入札方式を基本とした政府米の買入れ・売渡し） ・業者届出制度

新たな米流通制度の概要

米流通の現状を踏まえ、米の流通制度については、必要最小限の規制の下で安定供給を図ることとし、需給ひつ迫の不測時を除けば、生産者が消費者ニーズに応じて創意工夫を活かした生産販売を行うことを含め、流通業者による多様な販売活動の舞台を提供することを基本に、新たな安定供給体制を構築しました。

具体的には、計画流通制度を廃止し、米穀安定供給確保支援機構による安定供給のための自主的な取組に対する支援、客観的な需給情報の提供を行うとともに、公正・中立な米の取引の場の整備、消費者の信頼を回復させるための表示・検査制度の再編成、不測時における米の供給確保体制の構築等を行いました。

新たな流通制度の下では、民間流通米において、今までのような「計画流通米」と「計画外流通米」という制度上の区別がなくなり、制度上は、「民間流通米」と備蓄米として売買される「政府米」との区別のみとなりました。

また、これまでの自流通米では、販売先が特定されていましたが、今後は、こうした流通ルートに関する制約がなくなるため、米の流通において多様な結び付きが展開され、米穀安定供給確保支援機構による安定供給のための自主的な取組に対する支援と相まって、より消費者のニーズに応じた米が、安定的に供給されることが期待されます。

1 安定供給のための自主的な取組に対する支援

計画流通制度を廃止しても、価格の短期間ににおける急激な変動等により安定的な通年流通に支障が生じないよう、民間事業者の安定供給に向けた自主的な取組みに対して、債務保証などの支援を行う「米穀安定供給確保支援機構」（以下「米穀機構」という。）を設立し、安定供給に資する取引形態が流通の核となるよう支援します。

2 客観的な需給情報の提供

米を生産する農業者や産地が、自らの販売計画を立てることによって、需要に応じた米生産を行えるよう、可能な限り客観的なデータに基づく米の需要予測を行い、これを含む需給情報として米に関する「基本指針」（いわゆる「米白書」）を、年に3回（7月、11月、3月）策定して公表します。

3 公正・中立な米取引の場の整備

需給実勢を的確に反映した透明性のある米の価格形成が行われるよう、「全国米穀取引・価格形成センター」（以下「コメ価格センター」という。）を「米穀価格形成センター」として指定し、他の取引の目安となるような公正・中立な取引の場として育成・拡充していくため、入札取引以外の取引も可能とし、取引に参加できる者の拡大等を行いました。

4 表示・検査制度の再編成

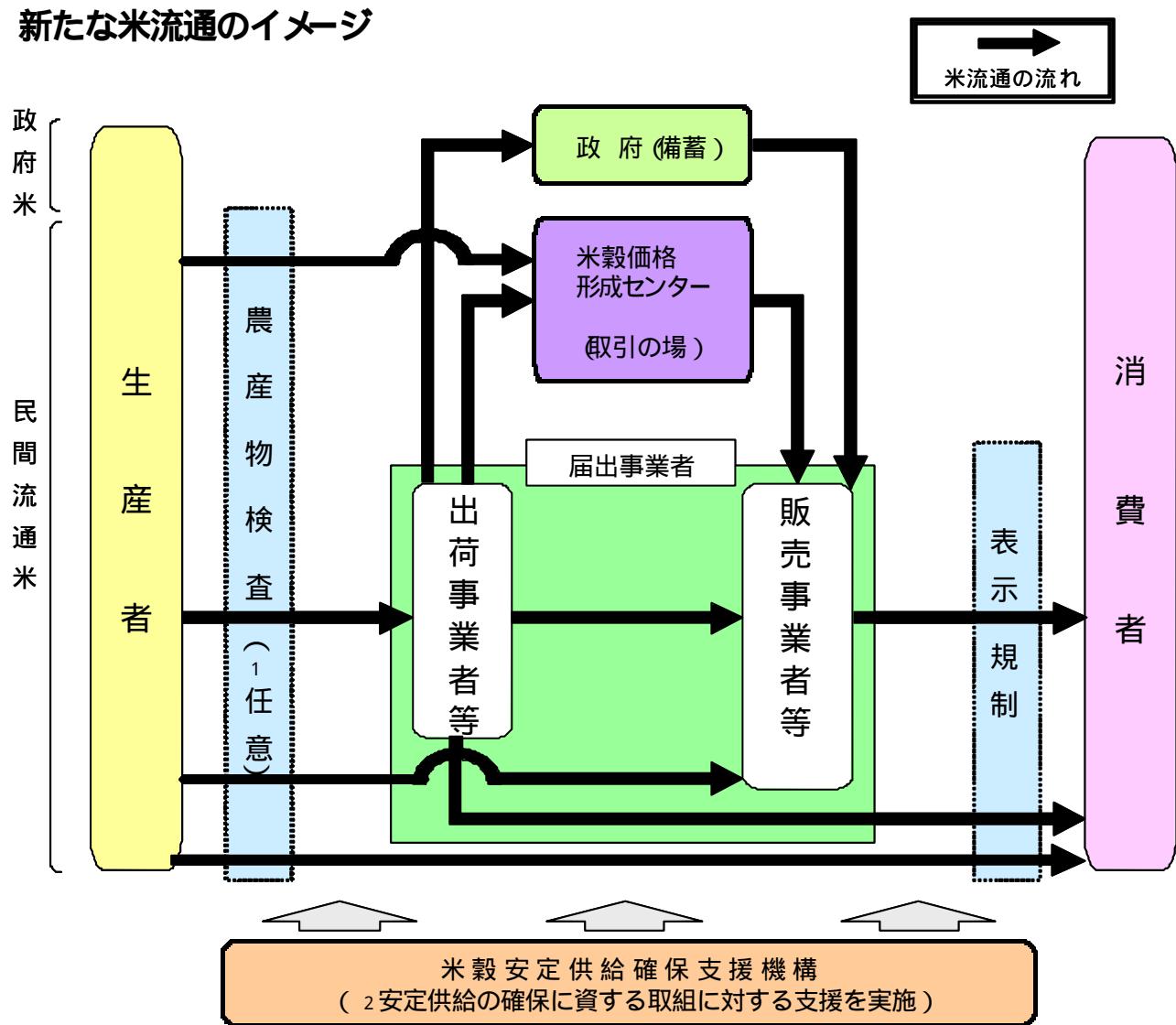
農産物検査の受検については、任意とするものの、受検機会の拡大や検査証明の信頼性向上のための取組を行います。また、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、表示欄の位置、無洗米、精米の品位についてガイドラインを業界とともに作成しました。

また、バーコードなどをを利用して、生産者名、生産・流通の履歴が確認できるトレーサビリティシステムの導入を支援します。

5 不測時における米の供給確保体制の構築

凶作等、米が不足するときにも米の安定供給を図るため、国が備蓄を行います。さらに、著しい需給ひっ迫の不測時には、国民に対する安定供給を図るため、流通業者や生産者による買い占め、売り惜しみなどを防止するための措置を講じます。この前提として、流通業者を届出制とするなど、流通の実態を平常時から把握し得る仕組みとしました。

新たな米流通のイメージ



(注) 計画流通制度を廃止し、米流通に関する規制については、表示規制等必要最小限のものとした。

- 1 農産物検査は任意であるが、検査を受検したものでなければ、産地・産年・品種の表示をすることができない。
- 2 米穀安定供給確保支援機構は、安定供給に向けた民間事業等の自主的な取組に対して、債務保証や流通助成などによる支援を実施する。

用語解説、補足説明事項等

計画流通制度とは？

これまでの計画流通制度は、「計画流通米」(自主流通米・政府米)について、政府の定める基本計画に基づいて、流通ルートの特定などの一定の規制を行うことにより、消費者の必要とする米の大部分が1年を通じて安定的に供給されることをねらいとした制度でした。

同制度においては、計画流通米のうち「自主流通計画」に基づいて、生産者や生産者団体が国を通さずに売買し、流通させる「自主流通米」を米流通の主体とし、政府米については、円滑な備蓄運営を図るために政府が米を買い入れることとされていました。一方、農家直販等により、生産者が自由に販売し、計画外で流通する米についても、数量を届け出ることを条件に、「計画外流通米」として認められていました。

このように、「計画流通米」と「計画外流通米」の2つがありました。

計画流通制度の問題点は何ですか？

制度発足時、大部分を占めるものと思われていた「計画流通米」については、そのシェアが流通量の7割弱、生産量の5割弱まで低下しました。他方、農家直販などに限定されるため米全体の流通量において、それ程多くないと想定されていた「計画外流通米」は、制約のある計画流通米に比べ、自由な流通ができるなどにより、シェアが上昇しました。

安定供給を担うとされていた「計画流通米」のシェアの低下によっても、平常時には、消費者への米の安定供給の面で、特に支障を来しているわけではありません。したがって、これまでの計画流通制度は、形骸化していたと考えられます。

また、同制度においては、計画流通制度により規制を受けている者が、多様化する消費者ニーズに十分応えられなくなっている面がありました。他方、計画外流通を主体とする規制を受けていない者の中には、不正表示や品質などの面で市場の混乱要因となった例も見られるなど問題が生じていました。

計画外流通米は今後どのようになるのですか？

今回の流通制度の見直しでは、計画流通制度が廃止されることから、これまでのような「計画外流通米」と「計画流通米」の制度上の区分はなくなりました。他方、米を業として取り扱う業者(20トン以上)は、すべて届出の対象となります。

したがって、今後はそうした区分とは関係なく、産地指定、契約栽培等により、産地と消費地との結び付きを強め、安定的な供給を行うことに加えて、適正表示、トレーサビリティ等により、消費者の信頼を確保できるか否かが、消費者ニーズに的確に応えていく上での課題になると思われます。